

女性の地位向上における国連の役割

[付記]

本稿は、2000年10月2日に神奈川大学10-41講堂において開催された外務省外交講座に講師としてお越しいただいた岡庭健氏に、当日のテーマ（「女子差別撤廃条約と女性2000年会議」）に則してご執筆いただいたものである。

るために集まることが既に合意されており、いずれ会議の開催地や開催形態が決定される見込みである。

☆第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議

女性2000年会議の日本国首席代表ステートメントにおいて、日本政府は第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議を2001年12月に横浜市で開催することを表明した。この会議は、1996年にストックホルムで開催された児童の商業的性的搾取に反対する世界会議のフォローアップを強化することを目的としている。児童の商業的性的搾取は世界各地で深刻な問題となっており、各国がこの問題に対する取り組みを強化することが重要な課題となっている。日本政府が、国連児童基金、そしてこの問題に取り組んでいる国際 NGO と協力して第2回世界会議を開催することについては、各国から高い評価を得た。

☆最後に

第二次世界大戦後、55年間にわたる国連を中心とする取り組みによって女性の地位向上は相当進んだ。少なくとも法の下での平等はかなり確保されてきている。今後の課題は、事実上の平等の確保である。例えば、世界には読み書きのできない大人10億人の2/3が女性であり、非農業部門における女性の収入は男性と比べて3/4にしかない。事実上の平等の確保のためには、政府による女性を対象とする様々な援助、教育、訓練等に加えて、社会を構成する個人が男女の固定的な役割分担の観念を改めることが必要となっている。国連は、世界各国の女性の交流の機会を提供し、困っている女性たちの問題に脚光を当て、解決のための知恵を出し合い、過去のしがらみに捕らわれずに斬新な発想や新たなアプローチを推進していく格好の場であることから、女性の地位向上のための努力において引き続き中核的な役割を果たしていくものと思われる。

(了)

女性の地位向上における国連の役割

することで決着がついた。

因みに国連における会議は、まさに言葉を武器にした戦争のようなものである。リプロダクティブ・ライツやセクシュアル・ライツあるいは多様な家族といった機微な問題について、各国代表は、新たに文言を挿入できるか、あるいは何回言及できるか、ということに意義を見だし、これを巡って延々と議論していた。

女性2000年会議は、特にセクシュアル・ライツを巡る先進諸国と一部途上国との深い対立があったために、駆け引きのために途上国側は比較的合意しやすい他の分野についても各種提案に反対する動きがあり、最終段階まで成果文書の採択が危ぶまれた。しかし、成果文書が採択されないことは貧困や紛争などに苦しむ途上国の女性にとって特に大きな損失であることから、先進諸国は、途上国の中でも協議進展を希望するサブサハラのアフリカ諸国や多くのラ米諸国と交渉促進のために協力した。我が国は、アジア太平洋諸国に対して交渉進展に協力するよう働きかけるとともに、先進諸国に対してはセクシュアル・ライツの問題を巡って会議が決裂する事態は避けるべきと働きかけた。

女性2000年会議では、また、キューバが米国が行っているキューバへの制裁措置を念頭において一方的強制措置が女性に悪影響を与えているとしてその廃止を提案したり、イラクが自らが課されている国連安全保障理事会による制裁が女性に被害を与えているとしてその制裁解除を提案し、協議が難航した。一方的強制措置の廃止も安保理制裁の解除も、女性問題の本質に関わる問題ではないが、キューバやイラクにとっては、国際社会の脚光を浴びるあらゆる機会を利用して自国に課されている制裁の不当性を訴えることが国策となっているため、女性2000年会議でも最後まで自らの立場を強く主張した。これら提案については、それぞれキューバと米国、また、イラクと安保理の常任理事国である英などとの間で舞台裏での協議が行われ、最終段階で合意が成立した。

95年の北京会議から10年後の2005年には再度関係者が女性問題を協議す

リプロダクティブ・ライツとは、性と生殖に関する権利であり、妊娠、出産、避妊、性感染症、性交などについて自らの意思で選択できる自己決定権であると解されている。性と生殖に関する権利が、女性の人権として1994年の国連人口開発会議で認められたことは歴史的な意義がある。しかしながら、世界では依然として国の政策のために女性が中絶を強いられる国もあれば、主として宗教的理由によりいかなる理由があっても女性の中絶が許されない国もあり、リプロダクティブ・ライツが普遍的に保障される状況とはなっていない。女性2000年会議では、1994年に合意したリプロダクティブ・ライツについて更に前進させようとする欧米諸国や多くの途上国と、これに反対するローマ法王庁、一部カトリック諸国、イスラム諸国の間で激しい対立があった。

セクシュアル・ライツは、差別や強制なく、自由に性に関して決定する権利であり、同性愛の権利も含む。オランダ、スウェーデンといった一部先進諸国では、同性愛者が多数いて同性愛団体も力をもっているため、これら団体から圧力を受けた一部先進諸国政府代表は、セクシュアル・ライツの挿入を強く主張している。1995年の北京行動綱領では、一部途上国の反対により、セクシュアル・ライツは言葉としては盛り込まれなかったものの、内容的にはセクシュアル・ライツが人権の一部として認められるような文言が盛り込まれた。女性2000年会議では、南アフリカなどのアフリカ諸国もセクシュアル・ライツを支持していた。南アは憲法で同性愛を理由に差別を行ってはならないと規定している由である。結局、女性2000年会議でもセクシュアル・ライツという文言は、明記されなかった。

「多様な形態の家族」については、これが同性愛者の夫婦や未婚の夫婦を認める意味があることから、ローマ法王庁をはじめとする一部カトリック諸国やイスラム諸国が強く反対している。カトリック諸国等は、英語で the family の使用を主張し、欧米諸国その他の途上国は「多様な形態の家族」や「families」の使用を主張した。結局、これら表現はいずれも過去の合意にも含まれていることから、両方ともバランスのとれた形で言及

女性の地位向上における国連の役割

これまで抵抗してきた。しかしながら、このように「名誉殺人」が女性の人権を侵害する伝統的慣行として具体的に列挙されたことにより、このように慣行として行われたきた女性の人権侵害が、名指しで禁止を求められると、政府としても国内の慣行を抑える努力を強化せざるを得なくなる。このようにして女性の人権を侵害する伝統的慣行に対しては、長い年月をかけて少しずつ撲滅に向けた努力が行われてきた。

女性2000年会議では、このほか、ドメスティック・バイオレンスに関する立法や適当な仕組みの強化、女性のライフサイクルの各段階に応じた包括的な暴力防止取り組みの推進、女性に対する暴力撤廃キャンペーンの実施、トラフィッキング対策の強化など幅広い行動が成果文書に盛り込まれた。

女性に対する暴力に対して断固たる行動をとるべきことについては、伝統的慣行をめぐる一部途上国の抵抗を別とすれば、一般的に先進国、途上国を問わず、考え方が一致しているため、会議では大きな対立もなく、合意が成立した。女性に対する暴力に関する成果文書の内容は、女性2000年会議で最も前進があった分野とされており、日本政府としてもこの内容を踏まえて今後具体的措置をとっていく考えである。

女性2000年会議でもっとも対立が深かった問題は、リプロダクティブ・ライツ、セクシュアル・ライツ、及び「多様な形態の家族」であった。性に関する自己決定権に関わるこれらの問題に関しては、女性個人の人権を重視する考え方と宗教や伝統などを重視する考え方との間でほとんど妥協の余地のない深い対立が存在し、何十年も議論が続いている。女性2000年会議でもこれら問題をめぐって激しいやりとりがあり、会議の最後まで決着がつかなかった。協議は大変な熱気をおび、何者かによって、議場に「気をつけろ。先進諸国は自らの汚れた性風俗を途上国に持ち込もうとしている。」というメッセージの匿名のビラが配られたりした。結局、女性2000年会議の成果文書では、この問題について北京会議などにおける過去の合意を確認するにとどまり、新たな進展はなかった。

や政府の幹部への女性の進出を図っている経験を踏まえて盛り込まれたものである。因みに、国連事務局は、94年の国連総会決議によって2000年までに職員の完全な男女平等を目標として掲げており、幹部ポストを除けば相当程度目標を達成している。

女性に対する暴力は、女性2000年会議でも特に脚光を浴びた問題であった。女性に対する暴力には、様々な形態がある。女性の健康と福祉に害のある伝統的慣行は、今日もなお多くの国で広く行われている。具体的には、女性性器切除（アフリカ中西部や中近東、アジアの一部で古くから行われている習俗で、女性性器の一部を切り取ったり、ときには縫合するなどを、生後六ヶ月から初経前くらいまでの女の子に対して行う。消毒や麻酔なしで行うため、激痛を伴い、出血多量や感染症で死亡するケースもある。世界で1億人の女性に対して行われているともいわれる）、児童婚、ダウリー殺人（花嫁の持参金が少ないとして殺人を行うこと）、寡婦を夫の死体と一緒に生きたまま焼くこと等がある。50年代に有害な伝統的慣行が国連で取り上げられ始めた時は、伝統的慣行の廃止を求めることは、加盟国の国内事項への干渉を禁じる国連憲章の規定違反であるとして反発する国もあった。その後、長い年月を経て、先進諸国を中心とする国際世論の声を前にして一部途上国が譲歩を続け、今や一般的にこのような伝統的慣行は女性の人権の侵害であり、伝統や文化の名のもとで正当化され得ない犯罪であるとの認識が浸透してきている。

女性2000年会議では、女性に対するあらゆる形態の暴力を法律による処罰対象となる犯罪として位置づけている。また、有害な伝統的慣行については、北京会議で具体的に列挙されていた女性性器切除、児童婚、ダウリー殺人に加えて、新たに「名誉殺人」を明示して、女性の人権を侵害するような伝統的慣行の撤廃に向けた施策実施を求めている。「名誉殺人」が政府の禁止にも拘わらず、慣行として行われている国にとっては、「名誉殺人」の明示は、当該国の国内の状況を暗に非難することになり、その国の国際的イメージを損ないかねないため、当然、「名誉殺人」の明示には

女性の地位向上における国連の役割

る。これに対して、女性2000年会議では、女性が多く就業するパートタイムなどの雇用形態への十分な社会的保護や、貧困撲滅戦略における女性のエンパワーメントへの配慮、グローバル化のもたらす恩恵を女性が享受するための技術援助などを進めるべきであるとされた。

この他、途上国は、他の開発関連会議でも取り上げられる政府開発援助(ODA)の増額や対外債務帳消しなども主張したが、先進諸国の反対によってトーンダウンした内容で合意が成立した。

日本政府代表団は、貧困削減、女性支援などの開発援助の実績を背景として積極的に提案を行うとともに、日本政府が国内で行っている農村漁村で自営業を営む女性の地位向上のための努力を提案して、成果文書に盛り込んだ。

女性問題について取り組みの進んでいる欧米諸国は、自国の国内行動を成果文書に盛り込むことによって、これを国際的に推進する努力を行った。その具体例としては、例えば、ジェンダー主流化があげられる。ジェンダー主流化とは、全ての政策は男女平等に何らかの影響を与えるものであるから、マクロ経済政策や予算政策など女性問題と直接関係ないと思われるものも含め、全ての政策についてこれらが男女平等に与える影響を評価して、男女平等を重要課題として位置づけることを意味する。ジェンダー主流化のための具体的措置としては、各種政策が男女平等に与える影響を評価する、いわゆるジェンダー分析を行うことや、女性の家事労働など賃金の支払われない、いわゆる無償労働の価値を評価して政策に反映させること等が挙げられる。女性2000年会議の成果文書では、ジェンダー分析や無償労働の評価を含め、ジェンダー主流化に関する各種提案が盛り込まれた。

また、成果文書では、女性のエンパワーメントのためにあらゆる公的分野、特に政策・意思決定過程におけるジェンダー・バランスを促進するために期限付きの目標または測定可能な目標を設定することを奨励している。これは、欧米諸国において具体的に何%といった比率を特定して議会

児殺し、近親姦などを女性の人権侵害として取り上げていた。NGO の影響力は益々増大している。また、最近は、政府代表団に NGO が参加することが奨励されており、多くの国（特に先進諸国）で慣例となっている。

女性2000年会議でも世界から多数の NGO が参加しており、政府代表団は NGO との間で連日、ヒアリングを行っていた。日本政府代表団も、5日間で3回、NGO への説明会を開催した。更に、日本代表団39名中、NGO の方が4名入っており、政府間協議に積極的に参加した。この他、国会議員が5名、代表団顧問議員団として参加した。

少々脱線するが、女性会議の参加者は他の国際会議と非常に異なる点の一つある。参加者が圧倒的に女性である点である。女性2000年会議で私が参加した政府間協議でも男性は私一人だけか、他に一人か二人しかいないという状況であり、日本政府代表団では39名中、29名が女性であった。男女平等に関わる問題を女性ばかりで議論することが適切かどうかは別として、男性が多数を占める他の国際会議とは異なり、何となく華々しい雰囲気がある。

1996年の第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施を更に促進するために開催された女性2000年会議では、「貧困」、「教育と訓練」、「健康」、「女性に対する暴力」、「女性と武力紛争」、「経済」、「権力及び意志決定」、「女性の地位向上のための制度的な仕組み」、「人権」、「メディア」、「環境」、「少女」という問題について各国政府、国際機関、NGO が取るべき行動を列挙した合意文書が採択された。全ての行動にあたっては、北京会議で提唱された「女性のエンパワーメント」が基礎となる。「女性のエンパワーメント」とは、女性一人ひとりが力をつけてより良い社会を築く主体となることを目指している。

この会議で取り上げられた広範な問題の中でも、途上国にとって特に関心の高かったのは、「女性の貧困」であった。グローバル化の進展する中で経済危機の発生した場合に、失業や社会支出の削減などによって女性が男性と比較してより大きな打撃を受けることが統計上明らかになってい

女性の地位向上における国連の役割

には「国内行動計画」を策定した。そして第2回から第4回世界女性会議で採択された行動計画の内容を踏まえて、国内行動計画を随時改訂しており、2000年末までに新たな行動計画を作成する予定である。

途上国、先進国を問わず、女性問題は国民にとって非常に関心の高い問題であり、これを反映して、世界女性会議は国連の枠組みで開催される数多くの会議の中でも各国の関心が最も高いものの一つである。したがって世界女性会議には、国家元首や閣僚、あるいは大統領夫人などが参加している。1995年に北京で開催された第4回世界女性会議には我が国から官房長官が出席した。このように政治的レベルの人が各国代表をつとめることは、会議の結果をその後各国政府が確実に実施する上で重要な要素となっている。

世界女性会議は、国連の会議の中でも最も参加者の多い会議の一つである。例えば、第4回世界女性会議では、190カ国政府から1万7000人が参加した。併行して開催されたNGOフォーラムには、世界各国から3万1000人が集まり、発表を行ったり、意見交換を行ったりしていた。日本からは約5000人が参加した。本年6月の女性2000年会議では、政府関係者とNGO併せて1万人くらいが集まり、日本からは141団体、700人くらいのNGO関係者がニューヨークに集まった。

各国内、そして世界女性会議のような国連会議におけるNGOの役割はますます大きくなる傾向にある。

通常、NGOは会議における政府間協議に直接参加できないが、各国代表団に対してロビー活動を行ったりして、合意文書の内容に意見を反映させる努力をしている。このようなNGOの活動は、政府がやるべきことを行っているかを監視し、また、問題点を指摘して状況改善の方向に持っていく上で重要な意義を有している。例えば、1985年のナイロビ会議の行動計画では女性に対する暴力への言及はあったものの、これが女性の人権侵害の問題であるという視点は明確ではなかった。このとき、NGOフォーラムでは女性に対する様々な暴力、例えば女性の性器切除や人身売買、女

連本部で開催され、北京会議などの過去に採択された行動計画の実施状況を点検するとともに、行動計画の実施を促進するために更に取りるべき措置について協議し、合意文書が採択された。

世界女性会議で採択される行動計画などの合意文書は、条約のような法的拘束力はないものの、各国から閣僚レベルが参加して合意された国際文書として、その後の各国の国内における行動を促進させるとともに、国際機関における政策論議の流れを方向づける重要な意義を有している。

例えば、1975年のメキシコの女性会議と80年のコペンハーゲン女性会議を通じて、女性は専ら開発の受益者であるとの考え方が修正され、開発は女性の完全な参加なしには不可能である、女性は開発の積極的な担い手であるという認識の変化をもたらした。また、1970年代に国連統計は、はじめて女性の平等と権利はそれ自体孤立した問題ではなく、社会全体の安定と福祉にとって重要な要因であるという事実を示した。すなわち、女性への過小評価は、貧困、人口過剰、非識字、食糧不足、栄養失調、健康状態の悪化という地球規模の諸問題と密接にむすびついた低開発の原因であり、かつ、結果でもあるという事実が明らかにされた。

例えば、慣習やタブーを破って女性でもお金を借りることが出来るようにすると、女性は家内工業をはじめ、これが地域の経済活動の活性化に貢献するという事実がある。また、世界の文盲の2/3は女性であると言われているが、女性に教育を与えると人口爆発が抑制され、子どもが学校に行くようになり、家族が手を洗うようになり、家族の健康状態や衛生状態が改善され、社会全体が安定すると考えられている。

このような考え方の変化を受けて、国連では女性支援のための国際機関（国際婦人調査訓練研修所及び国連婦人開発基金）を設立した。また、日本を含むドナー国は開発援助で途上国の女性を支援したり、援助プログラムにジェンダーの視点を導入したりするようになっている。

日本政府は、1975年の第一回世界女性会議の行動計画の要請を受けて女性問題を扱う国内本部機構として婦人問題企画推進本部を創設し、1977年

りがちである。98年7月に日本が提出した第4回報告書の審査予定は未定であり、2002年冬以降となることが確実である。

人種差別撤廃条約や市民的・政治的権利に関する国際規約（「自由権規約」）では、人権侵害を受けた個人が直接国際委員会に具体的侵害を通報する手続きがそれぞれの条約の選択議定書に存在するが、女子差別撤廃条約では、このような通報制度は存在せず、締約国政府からの一般的な報告しか規定していなかった。その後、女子差別撤廃条約の実施手続きの強化に関する関心の高まりを受けて婦人の地位委員会が、個人通報手続きを含む選択議定書を起草した。議定書の締約国による条約違反について、被害者又はその代理人は、権利の侵害を通報、委員会は通報を検討の上、違反があったとされる国に対して注意を喚起する。

婦人の地位委員会で合意された選択議定書は、1999年10月6日に国連総会でコンセンサス採択された。2000年6月15日現在の署名国数は42カ国、批准国は5カ国である（注：その後、女子差別撤廃条約選択議定書は、2000年12月22日に発効した。2000年12月21日現在の批准国数は13カ国、署名国数は62カ国）。日本政府は、本議定書批准は「司法の独立」との関係から慎重に検討する必要があるとの考えであり、まだ署名していない。

☆女性2000年会議

国連は、「国連婦人の10年」の始まった1975年から、大規模な世界女性会議を定期的を開催することにより、女性問題に関する国際社会の取り組み強化を促進してきた。すなわち、1975年にはメキシコ・シティーで女性問題に関する最初の世界会議を開催し、続いて1980年にはコペンハーゲンで第2回世界女性会議、1985年にはナイロビで第3回世界女性会議、1995年9月には北京で第4回世界女性会議を開催し、それぞれの会議では政治宣言と女性の地位向上のための行動計画が採択されている。2000年6月5～9日の女性2000年会議は、国連特別総会という形式でニューヨークの国

称も変更したものである。男女雇用機会均等法では、雇用の分野における男女の均等な機会及び均等な待遇の確保を促進することを目指して、女性労働者の職業能力の開発と向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活との調和を図る措置などを規定している。

教育に関しては、家庭科の学習指導要領が改訂された。すなわち、1984年に文部省の検討会議の報告が出され、学習指導要領の改訂が女子差別撤廃条約の日本批准後に行われた。これによって、それまで女子のみ必須であった高等学校の「家庭一般」科目が男女ともに選択必須科目となった。学習指導要領において、「男は仕事、女は家事」といった性別役割分担が否定され、教科書も男女の平等と協力を強調する内容に改められた。

女子差別撤廃条約の第18条によれば、締約国は条約の実施状況に関する報告書を国連事務総長に提出（効力発生後、1年以内に提出。その後は4年毎）することとなっている。締約国から提出された報告書は、女子差別撤廃委員会で各国別に検討された後、同委員会から当該政府に対する勧告が提出される。

1994年1月には日本政府の第2回及び第3回報告書がまとめて女子差別撤廃委員会で審査された。この審査では、多くの委員より、88年の前回審査に比べて前進したと評価する発言があり、具体的には3名の女性閣僚の誕生、家庭科教育の男女必修、雇用機会均等法、民法改正審議等への言及があった。他方、日本の経済発展に比べると日本女性の地位向上は不十分であること等が懸念事項として指摘された。また、日本政府に対する勧告では、女性団体とのより効果的対話の実施が要請された他、外国人女性の商業的性的搾取の状況をよりよく理解するため性産業に関する情報提供が要請され、また、民間企業による雇用機会均等法の遵守確保のための措置をとること等が要請された。

本来、これら報告書は遅滞なく女子差別撤廃委員会で検討されるべきであるが、処理すべき各国報告書の数が多いため、審査時期は先延ばしにな

女性の地位向上における国連の役割

り、条約作成のための協議でも合意は困難を極め、条約作成後は多くの国の条約留保の対象となった。イスラム諸国を例にとれば、イスラム法によれば、妻が離婚を希望する場合にはイスラム法廷の許可を得なければならないのに対して、夫が離婚を希望する場合にはそのような許可は必要としない。この差別は、イスラム法上、夫が結婚及び離婚に際して妻にお金を支払わなければならないのに対して、妻は夫に対して何らお金を支払う義務がないためであるとされている。多くのイスラム諸国は、このような差別を念頭において、婚姻・家族関係における差別撤廃を規定する第16条について留保を表明している。

この条約の第28条2項では、条約の目的と相容れない留保は行うことはできない旨規定しているにも拘わらず、一部の国は国内法と両立しない条約の規定の適用を留保する旨表明している。女性2000年会議の結論文書では条約の目的と相容れない留保の撤回を呼びかけている。

日本は、1980年7月17日にコペンハーゲンで開催された第2回世界女性会議の機会に女子差別撤廃条約を署名し、1985年6月25日に批准書を寄託した。そして1985年7月25日に女子差別撤廃条約は、我が国について効力を生じた。

日本の条約署名から批准までの5年間は、批准のための条件整備に費やされた。具体的には、1985年に国籍法の改正が施行された。日本では、出生による国籍取得について従来、父系優先主義（父親が日本国籍の場合に子どもは日本国籍を所得するが、国際結婚などにより母親のみが日本国籍の場合には子どもは自動的に日本国籍を取得することはできない）がとられてきたが、国籍法改正によって父母両系血統主義（子どもは父親、母親いずれの国籍を取得可能）に変更された。また、日本人と婚姻した外国人の帰化条件を男女同一に改めた。

雇用に関しては、男女雇用機会均等法が制定され、1985年に国会で成立した。男女雇用機会均等法は、1972年の勤労婦人福祉法を抜本改正して名

などの様々な分野について、妊娠、出産、保育を除けば、基本的に男女間で異なる扱いをする程の差違はないとの基本的考え方にたっている。また、各国政府に対しては政治の場や職場などの公的領域だけでなく、結婚や家族などの私的生活においても女性に対する差別をなくすよう活動することを要請している。また、条約の実施のために「全ての適切な措置をとる」ことを義務づけている。女子差別撤廃条約の第3条では、男女の固定的な役割などに基づく偏見及び慣行を撤廃するため男女の社会的及び文化的な行動様式を修正し、並びに家庭についての教育に養育等の男女の共同責任について理解及び認識を深めることを目的とする全ての措置をとる旨規定している。この規定は、「男女の事実上の平等」の促進を目的としている。

1980年の第2回世界女性会議の際に署名された女子差別撤廃条約は、1年余り後の1981年9月3日に発効した。これは、人権諸条約の中で非常に速い発効である。批准国数は、2000年8月1日現在で165カ国であり、人権条約の中ではもっとも締約国の多い条約であるにも拘わらず、各国の留保の数も人権文書の中でも最も多い。40カ国近くが特定の項目につき留保を表明している。因みに日本は、1985年6月25日に条約を批准しており、留保は行っていない。

最も多くの国が留保を行っているのは、紛争を仲裁する国際司法裁判所の役割に関する条文である。留保が行われている実質的事項としては、特に第16条の婚姻・家族関係における差別撤廃について20カ国が留保している。婚姻・家族関係における差別撤廃として、この条約では、自由に配偶者を選択する男女同一の権利、子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利、財産に関わる配偶者双方の同一の権利などを規定している。また、条約で規定している政治的・公的活動における差別撤廃、国籍に関する平等、教育における差別撤廃、法の前での平等などについて留保している国もある。一部の国は一般的な形で国内法と相容れない規定の適用について留保を表明している。

婚姻・家族関係の問題は多くの途上国にとって国内的に機微な問題であ

女性の地位向上における国連の役割

慣行の廃止に関する補足条約」が作成され、1956年に国連総会で採択され、加盟国の署名・批准のために開放された。この条約では、合意のない婚姻による女性の売買を奴隷に類似する虐待として禁止している。同時にこの条約は、各国が婚姻の最低年齢を定めることを奨励している。更に婦人の地位委員会では、「婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約」が作成され、1962年の国連総会で採択され、加盟国の署名・批准のために開放された。この条約では婚姻の適当な最低年齢につき政府が決めるようゆだねている。婚姻最低年齢に関しては、更に婦人の地位委員会で「婚姻に関する勧告」が作成され、1965年に国連総会で採択された。この勧告では、やむをえない場合でも婚姻最低年齢を15歳にするよう各国に対して勧告している。

☆女子差別撤廃条約（「あらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）

1975年の「国際婦人年」、76年から85年までの「国連婦人の十年」を契機として女性の地位向上に向けた国連の活動は一層強化された。男女平等に関する原則は、76年11月に国連総会で採択された「女性差別撤廃宣言」などで幅広く確認されているにも拘わらず、女子に対する差別が依然として広範に存在していた。そこで、それまで国際的に合意された諸原則を包括して法的拘束力のある条約を作ることが提案された。婦人の地位委員会で多くの時間を費やして条約案が起草された。1979年12月に国連総会で採択された女子差別撤廃条約は、67年に採択された「女子差別撤廃宣言」を踏まえて女性に関する差別とは何かを定義した初めての国際的な法的文書であり、世界の女性の「憲法」ともいわれている。

女子差別撤廃条約の第一条は、「女子に対する差別とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は無効にする効果又は目的を有するものを言う」と規定している。この条約では、人権や雇用

国連事務局による調査結果を紹介すると、74カ国中、25カ国で女性は参政権、すなわち投票する権利、立候補する権利、公的職業につく権利をもっていなかった。これは、法律による規制というよりも、慣行や宗教が要因となってこうした措置がとられている場合が多い。

このような調査結果を受けて婦人の地位委員会で「婦人の参政権に関する条約」が作成され、1952年にこの条約は国連総会で採択され、加盟国の署名・批准のために開放された。「婦人の参政権に関する条約」は、女性の政治的権利を承認し、保障することを目的とした初めての国際文書である。しかしながら、多くの国々は、女性が公職に就き、全ての公務に携わることを規定した第3条などに反対し、条約の批准に際して40カ国以上の締約国は、いくつかの規定に拘束されない権利を留保した。しかしながら、この条約の目的としているところは徐々に国際社会で浸透してきており、今日、女性の参政権を認めていない国は世界でごく少数となっている。

1949年の国連事務局による調査の結果、女性の非識字者が男性を上回り、教育の不十分さが経済的地位の低さをもたらしていることが判明した。この調査結果を受けて1951年には「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」が国際労働機関（ILO）の総会で採択され、加盟国の署名・批准のために開放された。

1949年及び50年の国連事務局による調査の結果、既婚婦人に関する国籍法に多くの問題が存在することが明らかとなった。多くの国の国籍法において、婚姻する女性は自動的に夫の国籍を取得することが前提となっていた。この調査結果を受けて婦人の地位委員会において、「既婚婦人の国籍に関する条約」が作成され、1957年に国連総会で採択され、加盟国の署名・批准のために開放された。

また、国連事務局の調査により、11歳や13歳で少女を婚姻させる風習が広く存在し、本人の同意なしに「婚姻」という形で少女が売買される制度や慣行が存在することが明らかになった。この調査結果を踏まえて、婦人の地位委員会では、「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び

女性の地位向上における国連の役割

で開催される国際会議においては、主たるテーマが女性でなく、例えば人口、保健、社会開発、環境、子ども、紛争などであっても、必ずジェンダーの平等と差別撤廃が重要課題として議論されるようになっている。2000年3月には国連安全保障理事会が紛争と女性をテーマとして公式会合を開催している。

日本は1956年に国連に加盟した。国連における女性の地位向上に向けた活動は、国際標準を提示することによって、日本の女性団体の活動の目標を提供し、日本政府による国内の取り組みの強化を促してきた。特に、日本の女子差別撤廃条約の批准は、女性の地位向上のための様々な立法・行政措置の重要な契機となった。

日本は世界第2位の経済大国である。また、国連開発計画によれば、1999年に人間開発指数（平均寿命、教育水準、一人あたり国民所得）で日本は、カナダ、ノルウェー、米に続いて第4位であった。これに対して、日本の女性の置かれている地位は、世界ではかなり遅れている方で、どの程度かという点、例えば国連開発計画によれば、1999年ジェンダー・エンパワーメント測定（女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意志決定に参加できるかどうかを図る基準）で世界第38位である。これは、先進国の中では最下位であり、多数の途上国よりも遅れている。日本は、欧米諸国の女性の進んだ状況を参考として、これに追いつくよう努力しているという形が見て取れる。

☆初期の国連の取り組み～平等の法的基礎の確立（1945～1965）

国連は、1946年6月21日に経済社会理事会の下に婦人の地位委員会を設立した。この委員会は女性の権利の基準を設定し、教育的努力を援助し、各国に対して法律等が国際条約に適合するように促してきた。1947年、この委員会の指示により、国連事務局は、74カ国の女性の実状について報告書を作成した。

女性の地位向上における国連の役割

平成13年1月15日

外務省国際社会協力部地球環境課気候変動枠組条約室長

岡庭健

☆はじめに

国連は、その創設以来、世界各国の女性の人権尊重、男女平等を促進する上で主導的な役割を果たしてきた。

1945年6月にサンフランシスコで署名された国際連合憲章は、その第1条で国連の目的として「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて、国際協力を達成すること」と規定している。この憲章は、性による差別のない人権保障が明記された初めての国際文書である。このような内容が国連憲章に盛り込まれた背景には、ルーズベルト大統領の婦人エレノア・ルーズベルトをはじめとする女性代表や女性団体の働きかけがあった。

従来、女性の問題は慣習や伝統の中の全く私的な、家庭内の問題として考えられていたが、国連の取り組みにより、女性の地位は国際的な場で議論され、国際基準で考える試みが開始された。

これまでの国連による調査報告、国際条約作成、政府間協議、各国政府の取り組みの蓄積の結果、今日、女性の地位向上と人権尊重は、女性自身にとって重要な意義があるのみならず、社会全体にとっても極めて重要な意義があるという認識が国際社会で共有されている。すなわち、およそ人間に関わる全ての問題にはジェンダー（男女の性差。ただし、生物的なものよりも、社会的・文化的・経済的に形成された男女の格差）の平等と差別撤廃の視点が重視されるようになっている。その結果、最近国連その他